

令和2年横瀬町農業委員会第9回総会議事録

1. 開催日時 令和2年11月25日(水) 午前10時から10時49分

2. 開催場所 横瀬町役場

3. 出席委員(13人)

会長	2番	町田恒夫
会長職務代理者	7番	富田哲夫
農業委員	1番	加藤虎三
	3番	町田幸広
	4番	町田多
	5番	佐野貞行
	6番	小室寿徳
	8番	小泉茂樹
	9番	若林想一郎
農地利用最適化推進委員	10番	武藤量司
	第1	平沼敏明
	第2	荒舩敏明
	第3	石黒夢積

4. 欠席委員(なし)

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会期の決定

第3 議案第14号 農地法第2条第1項に規定する「農地」に該当するか否かの判断に関する件

第4 議案第15号 農地法第3条第2項第5号に規定する別段の面積区域設定申出に関する件

第5 議案第16号 農地法第4条の規定による許可申請に関する件

第6 議案第17号 農地法第5条の規定による許可申請に関する件

第7 議案第18号 引き続き農業経営を行っている旨の証明願及び耕作証明願に関する件

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 大畑忠雄

書記 町田勝一 小俣敏孝

7. 会議の概要

議 長 全員の方がお集まりでございますので、令和2年の第9回の農業委員会を開催いたします。

皆さん、こんにちは。本日は全員の方に出席をいただいております。会議規則第6条の規定による定足数に達しておりますので、ただいまから第9回農業委員会を開会いたします。

日程第1、議事録署名委員の指名についてを議題といたします。

会議規則第14条第2項に規定する議事録署名委員ですが、慣例によりまして議長よりご指名を申し上げますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

議 長 異議なしと認めます。

よって、議長より指名申し上げます。

4番、町田多委員、5番、佐野貞行委員、ご兩名にお願いいたします。よろしくお願いいたします。

それでは、日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

本日の議事は、ご案内のように、案第14号 農地法第2条第1項に規定する「農地」に該当するか否かの判断に関する件、議案第15号 農地法第3条第2項第5号に規定する別段の面積区域設定申出に関する件、議案第16号 農地法第4条の規定による許可申請に関する件、議案第17号 農地法第5条の規定による許可申請に関する件、議案第18号 引き続き農業経営を行っている旨の証明願及び耕作証明願に関する件でございます。

会期は本日1日としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

議 長 異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日と決定をいたしました。

日程第3、議案第14号 農地法第2条第1項に規定する「農地」に該当するか否かの判断に関する件を議題といたします。

議案第14号について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局 議案第14号 農地法第2条第1項に規定する「農地」に該当するか否かの判断に関する件について説明いたします。

令和2年11月2日付で、横瀬町より農地法第2条第1項に規定する「農地」に該当するか否かの判断依頼が農業委員会会長宛てにありました。この通知に基づき、今回議案書にあります2筆、1,172平方メートルの農地に

ついて、農地に該当するか否かを審議していただくものです。

1枚めくっていただき、案内図1で場所についてご説明いたします。該当農地の場所は、この地図の下のほう、赤色で示した場所になります。具体的な場所ですが、町道1号線大指橋から南南西約300メートルの武甲山山麓のところが申出地になります。

この農地は、所有者にも意思確認を行い、既に山林化した農地ではありますが、担当推進委員と担当補助委員が現地確認を行い、農業委員会において農地法第2条第1項の判断基準等により、農地に該当するか否かを判断していただくものです。判断基準は、その土地が森林の様相を呈しているなど、農地に復元するための物理的整備が著しく困難な場合またはこの土地の周囲の状況から見て、その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと認められる場合には、農地に該当しないと判断するものです。

以上で事務局からの説明を終わります。

議長 事務局の説明を終了します。

続いて、担当委員の説明に移ります。

担当委員の平沼推進委員さん、お願いいたします。

平沼推進委員 農地利用最適化推進委員の平沼です。上程されました議案第14号について、担当推進委員として所見を述べます。

ただいまの事務局からの説明もありましたとおり、去る11月18日、補助委員と同行して現地及び申請図書の確認をしました。現在はこの資料の写真の写しもありますけれども、こういう状態です。管理されている形跡は、〇〇〇番のほうは若干見受けられるのでは、ただ周囲が山林となっておりまして、ほとんど日照も少ないような場所でございます。このような事として、委員皆様のご審議をよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

議長 ご苦労さまです。

続いて、補助委員の説明に移ります。

補助委員の8番、小泉委員さん、お願いいたします。

小泉委員 8番の小泉です。

18日に平沼推進委員さんと一緒に見に行つたのですが、あの辺は田根入沖と我々地域では言う一番の田んぼ地域だったのですけれども、だんだん日照が悪くなつてきたことと、それから用水より上の段にあるので、水を

入れるのが大変だということで、後継者もいなくなってだんだん荒れ果てて、今はほとんどあの辺一帯が作られていない状態にあります。その中で今申出地の農地は一番奥にあって、本当に山の中に囲まれて、日は当たらないし、これから先もう農地として維持管理するのが非常に難しいというふうに私は考えておりますけれども、皆様のご審議をお願いします。

議 長 以上で担当委員の所見を終了いたします。

続いて質疑に移ります。ありませんか。

〔「なし」〕

議 長 質疑なしと認めます。

お諮りします。上程中の議案第14号 農地法第2条第1項に規定する「農地」に該当するか否かの判断に関する件について、現況調査を行った担当委員より報告がございました。

当該農地については、既に森林の様相を呈しているなど、農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難であると判断し、農業に該当しないことを賛成の方は挙手をお願いいたします。

〔挙手全員〕

議 長 全員賛成です。

よって、議案第14号の農地については、農地に該当しないことに決定をいたしました。

日程第4、議案第15号 農地法第3条第2項第5号に規定する別段の面積区域設定申出に関する件を議題とします。

議案第15号について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局 議案第15号の説明の前に、まずは別段の面積についてご説明いたします。

農地を耕作目的で売買、贈与、貸借等、いわゆる権利の設定または移転する場合、農業委員会において農地法第3条の許可条件を全て満たしているか審議していただきますが、その条件の1つに「農地の権利取得後の経営面積が、原則として都府県では50アール、北海道では2ヘクタール以上になること」という法第3条第2項第5号の規定があります。

これは一般に下限面積制限といわれ、国土が狭い我が国で、限りある農地の有効活用を図るため、零細規模の経営体が発生するのを抑制し、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対して農地の利用を集積させようという趣旨から制限されたものであります。

この下限面積は、平成21年12月15日施行の改正農地法により、地域の平

均的な経営規模が小さく地域の実情に合わない場合や、特に新規就農等を促進しなければ農地の保全・有効利用が図られないと判断される場合、農林水産省令で定めた基準を満たす範囲で、農業委員会の判断で下限面積を引き下げることができるようになりました。これがいわゆる別段の面積です。

具体的には、農地法施行規則第17条第1項で、自然的、経済的条件から見て営農条件がおおむね同一と認められる地域ごとに区域を設定すること。第2項で耕作意欲のある者の参入、いわゆる新規就農を促し、遊休農地の解消及び発生未然防止に資するため、農地1筆ごとに区域を設定する基準が定められています。

横瀬町農業委員会では、規則第17条第1項の区域は、芦ヶ久保も含め横瀬町全域として、別段の面積は30アールと定めておりましたが、平成30年7月25日開催の総会におきまして、第2項については設定の申出書に基づき農業委員会で審議の上区域設定し、別段の面積は最小で1アールとすることと定めております。

では、議案第15号の説明をさせていただきます。議案第15号の申出農地の地番は、議案書の地番の欄にあります1筆です。

台帳地目、現況ともに畑、面積は782平方メートルで、不耕作地です。申出人は、議案書にございますとおり、秩父市在住の方です。申出理由は、相続開始以前より現在に至るまで耕作を行っておらず、後継者もいないためとのことです。

1枚めくっていただき、案内図2で場所についてご説明いたします。申出地の場所は、この地図の中ほどの赤色で示した場所になります。具体的な場所ですが、芦ヶ久保地内の国道299号線中井橋の東側約200メートルのところになります。この農地と隣接する宅地及び住宅を、申出者が所有しておりますが、これらを一括して購入し、就農したい旨の相談があったことから、今回の申出に至ったとのこととございます。

委員の皆様には、農地法施行規則第17条第2項を適用し、今回の申出地1筆を区域として設定し、別段の面積を1アールとするか否かを審議していただくものです。

なお、仮に適用の議決を受けた場合、その後の手続として、農地法第3条の申請をしていただき、下限面積以外の全ての許可条件を満たしているか審議していただくことが必要となります。

以上で事務局からの説明を終わります。

議長 事務局の説明を終了いたします。

続いて、担当委員の説明に移ります。

担当委員の石黒推進委員さん、お願いします。

石黒推進委員 農地利用最適化推進委員の石黒です。上程されました議案第15号について農地利用最適化推進委員として所見を申し上げます。

11月22日の午後3時30分頃、農業委員の町田委員と現地確認を行いました。場所は芦ヶ久保地区の秩父山水の裏になります。長期間農地として利用されていない様子で、周囲や近隣におらず、不在で管理ができないようです。また、後継者もない状況で、将来的に遊休農地になるおそれもあります。下限面積の取扱い条件も満たしているので、区域設定後においても問題ないと考えられます。委員の皆様のご審議のほどよろしく願いいたします。

議長 ありがとうございます。

続いて、補助委員の説明に移ります。

補助委員の4番、町田委員、お願いします。

町田委員 ただいま石黒推進委員さんも申しておりましたけれども、この件に関しましては、11月21日に石黒推進委員さんと現地踏査を行いました。

当町では、先ほど小俣事務局の説明のとおり、平成30年の7月25日だったですか、総会において、この別段の面積、下限面積が決まったわけでございます、について答弁しまして、農地法施行規則の第17条第2項の規定に基づき、設定する面積1アール、100平米ということで決定したわけでございます。以後それに基づいて、この取扱いをして適用してきたわけでございますけれども、今回の申出で字中井の〇〇〇〇〇〇番の畑は782平米ありますので、この要件はクリアしております。そして、ここにも印刷していただいておりますけれども、様々な要件がございます。1番から3番までの要件がございますけれども、これらの要件とも勘案しますと、現地調査を行った結果等を踏まえて受理することが妥当ではないかという思いがしております。皆様方にご審議をよろしく願いいたします。

議長 ご苦労さまでした。

担当委員の所見を終了いたします。

続いて質疑に入ります。

はい、10番武藤委員。

武藤委員 平成30年の7月25日に下限の面積が変わったというのは、30アールから1アールに変わったということ。変わったというか、したのですか。

議長 事務局。

事務局 基本的には横瀬町町内におきましては全域で、法律では50アール、それを30アールまでに横瀬は引き下げているというのが、まず1段階の適用になります。

それ以外、新規就農に関しましては、いわゆる農家さんでない、農地を持っていらっしゃる方が就農したいと言ってもできないので、新規就農に限って就農ができる見込みがある方については1アールでも農地を取得できるようにする。これは借りる場合も買い取る場合も含めてなのですが、という2段階になっていますので、基本何もなければ30アール要件というのは常に生きています。あくまでも1アール要件というのは、その1筆に対して新規就農したい方が取得する場合ですので、1回限りです。ですから、1回取得して、さらに追加で借りたいといった場合には、新規就農ではないので、次はもう適用がなく30アールにならないと3条の申請はできないという運びになります。

以上です。

武藤委員 了解しました。

ただ、もう一点。新規就農というのは、年齢は関係ないのですか。

議長 事務局。

事務局 関係ございません。

議長 よろしいですか。

暫時休憩します。

休憩 午前10時17分

再開 午前10時22分

議長 それでは、再開をいたします。

ほかに質疑はございませんか。

〔なし〕

議長 質疑を終結させていただきます。

お諮りします。上程中の議案第15号につきましては、農地法施行規則第17条第2項を適用し、区域を設定することに賛成の方は挙手をお願いします。

〔挙手全員〕

議長 全員賛成です。

よって、議案第15号 農地法第3条第2項第5号に規定する別段の面積区域設定申出に関する件につきましては、申出のあった農地を1つの区域と設定し、別段の面積を1アールとすることに決定をいたしました。ありがとうございました。

日程第5、議案第16号 農地法第4条の規定による許可申請に関する件を議題とします。

議案第16号について事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第16号について説明いたします。

議案第16号の農地の地番は、議案書の地番の欄にあります1筆です。台帳地目、現況ともに畑で、面積は2.01平方メートルです。申請者は、議案書にございますとおり、町内在住の方です。申請理由は、ごみ置場用地であります。

1枚めくっていただき、案内図3で場所についてご説明いたします。申請地の場所は、この地図の中央にあります赤色で示した場所になります。具体的な場所ですが、札所9番明智寺の南西約180メートルのところ申請地になります。

この農地を含む付近の一団の農地については、令和2年5月以降、個人の自己用住宅及び業者による建売住宅販売を目的として、農地法第5条による転用申請が複数提出され、順次転用許可がなされております。今後も転用申請が提出され、住宅団地化が見込まれることから、ごみ収集用のごみ置場を設置したいと本申請に至ったとのことであります。

農地区分は、申請地が第1種居住区域にあることから、第3種農地と判断されます。

以上で事務局からの説明を終わります。

議長 事務局の説明を終了します。

続いて、担当委員の説明に移ります。

荒船推進委員さん、お願いします。

荒船推進委員 農地利用最適化推進委員の荒船です。ただいま上程されました議案第16号番号1、農地法第4条の許可申請に関する件については、申請書並びに添付書類を精査し、去る18日水曜日、加藤委員と同行し、午後2時20分から現地調査を行いましたので、所見を述べさせていただきます。

当申請地は、札所9番の南西に位置し、令和2年5月に農地転用許可申

請の審議がされた自己用住宅用地1棟・建売住宅用地2棟・資材搬入等に使用する一時転用の農地、また10月に審議された自己用住宅用地1棟で農地の総面積1,415平米の住宅用地内に令和2年10月に〇〇〇〇〇〇の畑160平米を道路沿いに隅切りに分筆し、新たな地番として〇〇〇〇〇〇〇を約2平米設けて、ごみ置場に利用するために申請されたもので、申請地場所は公道沿いにあることからごみ運搬回収するにも問題が生ずることはないと思われまますので、委員皆様の審議のほどお願いいたします。

以上です。

議長 ありがとうございます。

続いては補助委員の説明に移ります。

1番、加藤委員。

加藤委員 補助委員の加藤と申します。荒船さんと一緒に何回も行ったことがあるので、住むのにはいいところでちゃんとみんな知っている所なので、何の異議もないと思います。皆様のご意見お願いします。

議長 担当委員の所見を終了いたします。

ここで暫時休憩します。

休憩 午前10時27分

再開 午前10時37分

議長 それでは、再開をいたします。

質疑に移ります。

〔「なし」〕

議長 質疑なしと認めます。

お諮りします。上程中の議案第16号につきましては、許可相当することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

〔挙手全員〕

議長 ありがとうございます。全員賛成です。

よって、議案第16号 農地法第4条の規定による許可申請に関する件につきましては、許可相当の意見を付して県知事宛てに進達することに決定をいたしました。

日程第6、議案第17号 農地法第5条の規定による許可申請に関する件を議題といたします。

ここで皆さんに報告をいたしますが、先ほど事務局からご案内があったように、番号2につきましては、本日審議していただくよう資料等をお配

りいたしました。11月20日付で申請の取下げがございました。番号2につきましては、本日の審議はございませんので、ご了承ください。

議案第17号について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 議案第17号について説明いたします。

議案第17号の農地の地番は、議案書の地番の欄にあります1筆です。台帳地目、現況ともに畑で、計画面積は302平方メートルです。譲受人は、議案書にございますとおり、都内在住の方です。譲渡人は、議案書にございますとおり、町内在住の方であります。申請理由は自己用住宅用地で、権利の種類は所有権の移転となっております。

1枚めくっていただき、案内図4で場所についてご説明いたします。申請地の場所は、この地図の中ほどやや右寄りにあります赤色で示した場所になります。具体的な場所ですが、横瀬駅から南西に約270メートルのところが申請地になります。この農地について、所有権の移転を行い、自己用住宅用地として転用したいとの申請でございます。

農地区分は、申請地が駅等から300メートル以内に存在していることから、第3種農地と判断されます。

以上で事務局からの説明を終わります。

議長 事務局の説明を終了します。

続いて、担当委員の説明に移ります。

担当委員の荒船推進委員さん、お願いします。

荒船推進委員 農地利用最適化推進委員の荒船です。ただいま上程されました議案第17号番号1、農地法第5条の許可申請に関する件につきまして、申請書並びに添付書類を精査し、去る19日木曜日に小室委員と同行し、午前9時30分から現地調査を行いましたので、所見を述べさせていただきます。

本申請地は、宇根地内の東林寺南東に位置する小高い畑の休耕地に令和元年8月に町内の業者が建売住宅2棟分を南北に造成し、販売する審議がされた公衆用道路の行き止まり先が今回の申請地で、南側の山沿いにひな壇に造成された敷地302平米に建築面積54.65平米の自己用住宅を都内在住の方が新築し、都内に所有しているマンションを転売して妻の実家がある秩父に居住するために申請されたもので、住宅建設に伴う排水については北側の既設道路の側溝へ接続し、放流する排水計画であることから、問題はないと思われま。

以上でございます。委員皆様の審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 続いて、補助委員の小室委員、お願いします。
小室委員 6番、小室です。11月19日に荒船推進委員さんと現地のほうを確認に行
ってまいりました。

申請地ですが、東方面には山林があり、日当たりも悪く、西側には既に
住宅があり、農地としても条件の悪い場所ではないかと思われま
す。申請地を住宅地とした場合でも周辺農地への影響も少ないと思われま
すので、委員の皆様のご審議のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

議長 担当委員の所見を終了いたします。ありがとうございました。
続いて質疑に移ります。

〔「なし」〕

議長 質疑なしと認めます。

お諮りします。上程中の議案第17号 農地法第5条の規定による許可申
請に関する件につきましては、許可相当とすることに賛成の方は挙手をお
願いします。

〔挙手全員〕

議長 全員賛成です。

よって、議案第17号 農地法第5条の規定による許可申請に関する件に
つきましては、許可相当の意見を付して県知事宛てに進達することに決定
をいたしました。

日程第7、議案第18号 引き続き農業経営を行っている旨の証明願及び
耕作証明願に関する件を議題といたします。

第18号について、事務局の説明をお願いします。

事務局 まず、引き続き農業経営を行っている旨の証明願及び耕作証明願につ
いてご説明いたします。

これらの証明は、農地の相続等に係る特例措置を受けている方が、適正
に農業に取り組んでいるかを調査するため、所管する税務署が3年ごとに
調査を行う際、添付資料として必要になるものです。既に農業を廃業して
いないか、対象農地が農地以外のものに転用されていないか等、農業委員
会はその事実に基づき証明をすることとなります。

上程されました議案第18号について説明いたします。申請者は議案書に
ございますとおり、町内在住の方です。該当する農地は、議案書の地番の
欄にあります10筆です。

1枚めくっていただき、案内図6で場所についてご説明いたします。申請地の場所は、この地図の中ほどにあります赤色で示した場所になります。具体的な場所ですが、役場から南東に約250メートルのところ申請地になります。

申請者は、租税特別措置法の規定により相続税の納税猶予を受けている方で、農業委員会でその農業従事、農地の状況を確認して証明することとなっております。

以上で事務局からの説明を終わります。

議長 事務局の説明を終了いたします。

続いて、担当委員の説明に移ります。

荒船推進委員さん、お願いします。

荒船推進委員 農地利用最適化推進委員の荒船です。

ただいま上程されました議案第18号番号1について、担当推進委員として租税特別措置法第7条の6第1項の規定の適用を受ける農地等に係る農業経営を平成29年11月から3年間継続して農業経営を行っている証明願の申請で添付されている農地の所在地番は10筆で、地積の総面積3,492平米、約3反5畝で、去る18日に加藤委員と赴き、申請者宅に赴き、本人立会いで午後14時から現地調査を行いましたので、所見を述べさせていただきます。

では、この件については旧大越医院のちょっと裏側のほうにある農地で今回が3回目の申請で、申請者は会社員で、土日を利用して農機具を使い、自家用栽培に作付したり、農地の維持管理をしているとのことで、本日の現況調査において農地の維持管理がよく施されているのが確認できましたが、耕作証明願に記してある農業経営という観点から見ると、疑義が生じますが、その点を踏まえて委員皆様のご審議のほどよろしく願いいたします。

以上でございます。

議長 ありがとうございます。

続いて、補助委員の説明に移ります。

加藤委員 農業経営は〇〇さんきれいにしているので、良く見てきました。あとは皆様のご審議をお願いいたします。

議長 ありがとうございます。所見を終了いたします。

質疑に移ります。

〔「なし」〕

議 長 質疑なしと認めます。

お諮りします。上程中の議案第18号につきましては、証明することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

〔挙手全員〕

議 長 ありがとうございます。全員賛成です。

よって、議案第18号 引き続き農業経営を行っている旨の証明願及び耕作証明願に関する件につきましては、証明することに決定をいたしました。

ここで、会議録での字句の整理についてお諮りいたします。会議中の発言に際しまして、不適當あるいは不備な点がございましたら、議長において整理をさせていただきますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

議 長 異議なしと認めます。

よって、そのように処理をさせていただきます。

本日の委員会で審議すべき議案は終了いたしました。

これをもちまして閉会といたします。大変ありがとうございました。

(午前10時49分)